

激甚災害に係る湛水排除事業事務取扱要綱

昭和 47 年 11 月 10 日付け 47 農地D第 843 号

最終改正 令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農振第 2573 号

各 地方農政局長
沖縄総合事務局長
各 都道府県知事

— 殿

農林水産事務次官

(趣 旨)

第 1 激甚災害に係る湛水の排除事業に関する事務の取扱については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）および激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 403 号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(湛水排除事業の範囲)

第 2 国が補助する湛水排除事業は、法第 2 条第 1 項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害による破堤または溢流により浸水した一団の地域につき、浸水面積が引き続き 1 週間以上にわたり 30 ヘクタール以上である区域について、土地改良区または土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）が湛水の排除のために行う堤防の切開（埋戻しを含む。）、水路の掘さくもしくは断面の拡大、機械排水、仮締切、サイホンの設置または排水樋門もしくは水門の改築等の事業によって排除される湛水の量が 30 万立方メートルをこえないものを除く。

2 前項の一団の地域は、最大湛水面積のおおむね 50 パーセント以上の地域が土地改良区等の地区である地域とする。

(国が補助する経費等の範囲等)

第 3 国が補助する湛水排除事業の事業費は、当該湛水排除事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地補償費並びに船舶及び機械器具費とし、その算定については、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地D第 1130 号農林事務次官依命通知）に準ずるものとする。

2 次に掲げる経費は、湛水排除事業の事業費に含めないものとする。

(1) 既設排水機の運転に要した経費のうち通常運転のために要した部分

(2) 排水機の購入に要した経費のうちその 55%に相当する額をこえる部分

(3) 船舶の購入に要した経費

(4) 排水樋門または水門の新設に要した経費

(5) 他の法令により国が負担し、または補助する工事に要した経費

(湛水報告等)

第4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において湛水被害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。次項において同じ。）に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前項の被害のうち土地改良区等が実施する湛水排除事業を確認のうえ湛水被害発生後 20 日以内に、湛水排除事業確認報告書（別紙様式第1）を農村振興局長及び地方農政局長に提出するものとする。

(湛水排除事業の実施等)

第5 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に発生した湛水被害について、土地改良区等が湛水排除事業を実施するときは、次の各号について適切な指導を行うものとする。

(1) 工事の実施に当っては、関係機関と密接な連絡を図り、迅速かつ確実な施行を図ること。

(2) 河川の締切、堤防の切開等を行なう必要がある場合には、河川等の管理者と十分に協議するとともに当該工事の施工が他の災害の発生原因となることのないようにすること。

(3) 機械排水を行なう場合には、既設排水機の運転によるほか、国または地方公共団体の管理している排水機の活用を図ること。

(4) 工事は、責任者の指導監督のもとに実施し、危険防止に万全を期すること。

2 都道府県知事は、湛水排除事業を実施する土地改良区等に対し、次の書類等を整備させるものとする。

(1) 湛水排除事業を実施することについての土地改良区等の決議書または議事録

(2) 湛水排除事業出来高調書（別紙様式第2）

(3) 現金出納に関する帳簿

(4) 経費の整理に関する帳簿

(5) 出面を証する帳簿

(6) 工事用資材等の検収および受払を証する帳簿

(7) 工事日誌

(8) 工事の施工を示す写真

(9) その他工事の施行を証す書類

(湛水排除事業出来高調書等の提出)

第6 都道府県知事は、法第10条の規定による国の補助を受けようとするときは、湛水排除事業

出来高調書に総括表（別紙様式第3）を添え、地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

（事業費の決定）

第7 農林水産大臣は第6の規定により湛水排除事業出来高調書等を受理したときは、係官を現地に派遣し、財務省立会のもとに関係書類等により事業の実施状況を調査し、適切な事業費を決定し、その結果を都道府県知事に通知するものとする。

（事業の監督）

第8 農林水産大臣は、国の補助を受ける都道府県知事に対し、その補助を受けて湛水排除事業を行う土地改良区等に対して当該都道府県知事が行う当該事業の施行に関する指導監督の適正化を図るため必要があるときは、報告を求めまたは指示をするものとする。

（補助金の交付手続）

第9 国が補助する場合の補助金の交付に関する手続については、別に定めるものとする。

（その他）

第10 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この通知は、令和5年5月26日から施行する。

別記様式第 1

湛水排除事業確認報告書

都道府県名

団地名	湛水期間 月 日 より 月 日 (見込)	湛水地域 群市町村 字 名	湛水排除事 業を行なう 土地改良区 等の名称	最大湛水時の浸水区域の 面積(ha)			浸水面積が引き続き 1 週間 以上 30ha 以上であった区 域の面積(ha)			排除を要する湛水量(m3)				推 定 事業費 千 円	摘 要
				土地改良区 等の区域	その他の 区域	計	土地改良区 等の区域	その他の 区域	計	自然 排水	機械 排水	工事等 による排水	計		
計															

添付図等

1. 位置図 (5 万分の 1 又は 2 万 5 千分の 1 図)
2. 平面図 最大湛水時の浸水区域及び浸水面積が引き続き 1 週間以上にわたり 30 ヘクタール以上であった区域等を記入すること。
3. 被災写真

別紙様式第2

湛水排除事業出来高調書

1. 団地名
2. 所在地
3. 事業主体名
4. 湛水状況等

(1) 湛水の原因 (湛水の原因となった災害名および湛水の直接原因等を記入すること。)

(2)湛水期間 自 年 月 日 } 日間
至 年 月 日 }

(3) 湛水面積及び湛水排除量

[illegible]

5. 事業の実施状況

(1) 事業費総括表

費 目	数 量	単 位	金 額	摘 要
工 事 費			千円	
本 工 事 費 揚 水 機 工 排 水 路 工 ○ ○ 工				
附帯工事費 ○ ○ 工				
用地補償費				
船舶および機械器具費				
工 事 雑 費				
事 務 雑 費				
計				

(2) ○○工工事明細書

費 目	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
				円	

(注) 工事明細書には、数量計算表、単価表、排水機の運転時間等の算出基礎を添付すること。

(3) 添付図等

ア 位置図（5万分の1又は2万5千分の1図）

イ 平面図（湛水区域（最大湛水区域及び1週間後の湛水区域）、排水系等（原状排水系統及び湛水排除事業の排水系統）、締切堤、排水機、排水路等
湛水排除に係る工事の位置を記入すること。）

ウ 縦横断面図

エ 構造図

オ 被災写真

別紙様式第3

総 括 表

都道府県名

[illegible]